

中小企業における外国人材活用に関する検討会に対する意見

連合東京は都内で働くもので構成される連合の東京の地域組織であり、現在、50の構成組織と4ブロック地協で構成され、組合員は119万人となる。

外国人材活用に関する検討委員会にて労働者団体としていくつかの意見を述べさせていただく。

記

1. 外国人へのワンストップサービス相談センター設置について

日本の中でも、在留外国人の割合が多い自治体では、相談センターを開設し、多言語の相談員を配置することで、在留資格や子どもの教育などに関する日常的な相談にも応じられるように一元的に対応する必要がある。

2. 大学との連携体制

一部の地方自治体では、理工系の大学で学ぶ学生たちを県内企業への就職につなげるために、現地での選考から県内企業への就業までを支援するなど、高度外国人材を活用しようとする動きもみられる。東京都においても対応をお願いしたい。

3. 労働者としてだけでなく地域の生活者として

技能実習生や留学生は、日本社会を支える労働者であり、一方では、地域においては生活者である。外国人材の社会生活上必要な支援について、都道府県労働局、外国人技能実習機構そして各自治体と就労や生活状況などの情報連携を進める対応が図れているのか確認をお願いする。

4. 外国人が安心して日本で働くことのできる環境づくりに向けて

①中小企業に一人でも多くの外国人材がするために、中小企業経営者と外国人材とのネットワークを構築し、日常的に留学生を支えあうような制度、例えば、留学生の里親制度や、通年のインターシップ制度を検討してみてもどうか。

②留学生が中小企業に就労した際に、将来的に家族を呼び寄せて日本（東京）で生活できるイメージ作っていくことで、外国人が安心して働き住める東京を考えられるではないか。

5. 東京都と人材派遣国、各省庁との覚書・協定の締結について(※ベトナムの場合)

多くの地方自治体等がベトナム政府や様々な省との間で、経済交流や農業交流の促進、技能・技術者の人材育成、および活用における連帯、介護人材の受け入れ促進などの目的で覚書・協定の締結を行っているが、東京都としては相手国との覚書・協定の締結を参考にしていきたい。

6. 外国人材への情報提供方法について

外国人の求職者の大半は、SNSを通じた口コミで情報を得ていると聞いている。そのためにも、留学生であれば、大学などのキャリアセンターの機能を拡充する、中途採用ならば、ハローワークや東京都の就職支援サイトをさらに使いやすくしていただきたい。

7. 外国人求職者に対する中小企業情報の提供

外国人の多くが仕事の内容より、報酬などの待遇を優先する傾向があるため、なかなか容易ではないとは考えるが、外国人材へのキャリアビジョンの提供や、企業としての将来性などを理解させることが必要だと思う。そのためにも居心地の良さを感じられるようなコミュニケーションやレクリエーションなどの情報提供にも努めていただきたい。

2020年7月31日
日本労働組合総連合会東京都連合会
連合東京労働局 吉岡敦士

＜参 考＞

◇連合東京として外国人問題(外国人技能実習生の対応)を外国人技能実習機構東京事務所へここ数年(4年間)団体署名として、要請している内容

(1) 監理団体との連動と、実習先への指導強化

- ①監理団体および実習実施者の作成する技能実習計画が、外国人技能実習制度の本旨に沿った内容であるか、受入体制が適正か否かを厳正に審査すること。
- ②全監理団体への年1回の巡回、全実習先への3年以内での巡回を完全履行する中で、計画通りの技能実習内容、労働条件確保がなされているかを確認するとともに、是正が必要な場合の適正な指導と改善報告の確認を行うこと。
- ③実習実施者の労働基準法違反、労働安全衛生法違反、労災かくしなどには、労働基準監督署と日常的連携強化の中で厳正に是正指導を行うこと。
- ④外国人技能実習法ならびに関係法規違反企業には、厳正に改善指導するとともに、主務大臣の許可・認定の取り消し、業務停止命令、改善命令、企業名の公表など、厳正に適正な措置につながる調査を確実に実施し、報告すること。
- ⑤中小企業で実習する外国人技能実習生に関わる個別、集団労使紛争には、実習先には、監理団体も関係者として関与することが早期紛争解決に資することから、こうした指導を行うこと。
- ⑥実習先の不法行為や違法実習などにより、実習生が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、技能実習生からの相談に応じ確実に次の実習先に転籍できるよう調整・支援を行うこと。
- ⑦外国人技能実習法や上陸基準省令などに明記されている日本人と同等額以上の報酬について、実効性を担保するための判断を示しながら実習先、監理団体を徹底指導すること。
- ⑧監理団体許可を受けることなく、技能実習に係る仲介、あっせん、スカウト等を行うものの調査を行い、違法事実があった場合には主務省庁に報告すること。
- ⑨監理団体は監理事業に関して、管理費以外にはいかなる名義でも手数料又は報酬を受けてはならないことを周知し、徹底するとともに違法事実があった場合には主務省庁に報告すること。
- ⑩実習実施者が監理団体を選定する際の監理団体の情報が乏しく、適切な監理団体を選定することが難しいと思われる。そのため、優秀な監理団体の該当要件の見直しを行い、質の高い監理業務を行っている監理団体とそうでない監理団体をより明確化し、実習実施者等が監理団体を選定する際の情報量を増やすこと。(例えば、社会保険労務士などの専門家を配置していることなどを優良基準の一つに加えるなど。)
- ⑪優良な実習実施者の該当基準の一つに、実習生の労働組合加入についてユニオンショップ規定等において技能実習生を排除していないことなどの要件を盛り込むこと。

(2) 外国人実習生の相談対応

- ①直接、貴機構の相談機能が外国人技能実習生に周知されるための工夫を行い、多言語相談(8カ国対応)が可能なことを強くアピールして、実習生の労働条件確保、人権

確保を行うこと。

- ②技能実習生手帳を技能実習生がトラブルに遭遇したときに参照しやすいよう情報を整理し、構成を見直すなどその記載を改善すること。外国人技能実習機構の母国語相談の体制を強化し、相談受付時間を拡充すること。
- ③「多文化共生総合相談ワンストップセンター」が、弁護士や労働組合等と連携し、技能実習生等が駆け込むことのできるシェルターとしての役割を果たせるように、ハローワークや地方自治体、労働組合と連携し、その体制整備を支援すること。

(3) その他の要請

- ①外国人技能実習機構東京事務所の業務対応を確実にを行うため、事務所職員の増員を強く要望すること。
- ②適正な技能実習を行うため、管内の経営者団体、業界団体、監理団体協議会との定期協議など連携強化を行うこと。
- ③東京事務所として広報体制を構築し、監理団体や実習実施者に関係法令の通達、指針などを周知すること。また、これに労使団体や自治体を含めて実習制度に関わる情報、調査・事業報告、違反事例報告などを行うこと。
- ④地域協議会の構成メンバーとして、地域の労使団体を協議会構成員として加えることを提言すること。
- ⑤国際人権法等に基づく人権擁護の観点から、極力、施設収容は行わないこと。また、入管に任せきりにしないこと。そのため、国と民間とも協力・連携しつつ、責任をもって収容代替施設を整備する方向で、具体的な検討を行うよう要請をすること。
- ⑥海外の送り出し機関による我が国での実習生受け入れのための違法営業（実習生のあっせん行為）を防止するための措置を講じること。

以 上

日本労働組合総連合会 東京都連合会